

平成28年12月20日

機械式駐車設備 関係各位

公益社団法人 立体駐車場工業会
安全管理委員会 委員長

駐車設備に関わる安全確保と安全利用について

拝啓 平素より当工業会の事業運営につきまして、格段のご協力を賜り深く感謝いたします。

さて、過日、収容車制限を超過(車高オーバー)した車両を駐車したことにより、車両を破損する事故が発生しました。

当工業会といたしましては、事故の未然防止のために下記のとおり、事故情報を開示いたします。関係各位におかれましては、事故内容のご確認と「機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン」(国土交通省)の関係事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 事故内容

機械式駐車装置(多層循環方式)の管理人(専任操作員)不在の物件において、本駐車装置の操作方法、注意事項等の遵守事項を理解されていない利用者が収容車制限超過(車高オーバー)の車両を駐車したことにより車両を破損する事故が発生しました。

この事故は利用者が「駐車場検索・予約Webサイト」を通じて本駐車場を知り、サイトに記載の操作方法(操作に必要な暗証番号と操作手順は事前に取得)で自ら入庫作業を行った際に車両を損傷されたものでした。

2. 機械式駐車設備 関係各位へのお願い

利用者の重大事故の再発防止の観点から、平成26年10月に国土交通省より「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(改定版)」が公表され、平成28年9月に一般の方にもわかりやすく内容をご理解いただけるよう『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』の手引きが公表されたことは、皆様ご承知のことと思います。その中には管理者の取組として、「利用者に対して、パンフレットや取扱説明書等の書面を交付するとともに、その内容について説明して説明を受けた利用者に対してのみ、利用を許可すること」及び「不特定多数の人が利用する駐車施設では、利用者に対して十分な取扱説明を行うことが不可能なため、利用者の誘導や装置の操作等を行う専任の取扱者を置くこと」が求められています。

関係各位におかれましては、機械式駐車場での事故防止の観点から各駐車場の管理者へ次の事項を周知徹底いただきますようよろしくお願いいたします。

※「機械式駐車場の安全対策に関するガイドライン」(国土交通省)から管理者の取組抜粋

- 「利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。」
- 「不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。」

以上